

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団
2025 年度留学支援事業 募集要項

1. 本事業の目的

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団(以下、「財団」という。)は、様々な日本文化を諸外国に広めていくことを通じ、我が国と諸外国との間の国際相互理解をさらに深めていくことを目的として設立されました。

本事業は、上記目的を果たすために、学問の分野において海外で活躍しようとする若者に、海外での勉強の場や自己啓発の機会を得るための資金を提供することにより、様々な日本の文化を諸外国に広めていく我が国の人材の育成に貢献しようとするものです。

2. 支援の対象となる留学プログラム

2025 年 5 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日までの間に開始される、6 ヶ月又は 1 学期以上の大学間又は部局間協定に基づく語学研修を含まない留学プログラム。

ただし、文系学部および、文理融合型学部の学生においては、協定の内容として以下のいずれかが含まれる留学プログラムに限ります。

- ・在籍大学において単位が認定される旨(後に単位を互換するかは問いません)
- ・留学先大学への授業料を支払う必要がない旨

3. 応募資格

海外の大学へ留学を希望する者で、次の条件を全て満たす者。

- ① 国際交流と相互理解に関心を持っていること。
- ② 2025 年 5 月時点において日本国内の大学に所属していること。
※留学中に大学院に進学する場合は応募対象外となります
- ③ 留学開始時点において大学 2 年生以上の学部生であること。
※大学院に在籍する方はご応募いただけません。
- ④ 2025 年 5 月 1 日時点で 35 歳以下であること。
- ⑤ 日本国籍を有していること。
- ⑥ 学内選考がある留学プログラムへの応募であること。※派遣留学学内選考合格者
- ⑦ 当財団の奨学金の受給歴がないこと、また過年度の内定資格を保持していないこと。
- ⑧ 支援の対象が 1 つのプログラムのみであること。
- ⑨ 留学プログラムに語学研修を含んでおらず、また、語学研修目的の留学ではないこと。
※プログラム参加目的が専門分野履修であればsemester内の語学履修と並行して受講することは問題としない。
- ⑩ 名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等(在籍大学含む)から留学に関する奨学金を受給していないこと。なお、他団体への併願は認めます。
- ⑪ 在籍する大学での単位システムに換算してsemesterあたり 6 単位以上に相当する時間の学習計画を立てていること。
※留学単位認定申請の案内を確認し、計画を立てること
(<https://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/shinsei.html>)
- ⑫ 帰国後の報告会、留学生ネットワーク等本制度における諸活動に主体的に参画できること。
- ⑬ 応募書類等、財団への提出書類は日本語で作成すること。但し、指導教員推薦書は除く。

⑭ 次に掲げる学力基準及び語学力基準に該当すること。

		文系・文理融合学部	理系学部
学力基準	在籍する大学における成績係数(GPA)が3点満点としたとき 2.5以上であること (※係数の算出については、最終ページを確認すること)		
語学力基準	I. 留学先大学での主たる使用言語が英語である場合、 次のいずれかに該当すること *TOEFL MyBest scoresの提出は可とします。 *資格取得時期に対する制限はございません。		
	TOEFL PBT/ITP	500以上	435以上
	TOEFL iBT	70以上	41以上
	IELTS	5.5以上	5.0以上
	TOEIC/TOEIC IP	820以上	650以上
	実用英語技能検定	一級	一級
	II. 留学先大学での主たる使用言語が英語以外である場合、 次のいずれかに該当すること		
	中国語	HSK5級 180点以上	
	ヨーロッパ言語参照(CEFR)	A2以上	
	韓国語	TOPIK5級 190点以上	
III. その他の言語の場合 留学先の使用言語の「語学資格証明書(上記基準と同等程度)」と、その資格証明書に関する「使用言語に関する専門家(語学担当教授、大学での語学講師等)の証明書」を提出することができる者。			
※語学以外の資格は記載しないでください			

4. 奨学金

① 支給額

支援内容	留学先国・地域	支給金額
奨学金(月額)	北米、シンガポール、欧州、中近東 ※以下の除外国は除く アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア(旧グルジア)、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	200,000円
	アジア(シンガポールを除く)、大洋州、中南米、アフリカ及び上記除外国	150,000円
留学一時金	アジア地域(シンガポールを含む)	150,000円
	その他の地域	250,000円

※留学一時金は、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学にかかる費用にご使用ください

※留学一時金の支給は、初回奨学金と一括でお振込みいたします

- ② 支給期間 原則 12 ヶ月以内で留学プログラム期間内の現地授業開始日から期末テスト終了日までの期間とします。
ただし留学開始月及び留学終了月の留学日数が 15 日未満になる場合は、当該月の支援金を支給いたしません。
- ③ 支給方法 支給は 1 ヶ月に一度とし、月末に日本国内金融機関の留学奨学生の指定する口座にお振込みいたします。

5. 年間支援予定人数

約 800 名

6. 募集及び選考期間

【1 回目募集】

対象留学プログラム : 2025 年 5 月 1 日(木)～2025 年 11 月 30 日(日)に現地授業開始

応募受付期間 : **手続きは二段階に分かれ、段階別に期限が異なります。**
詳細は、以下 8. を参照してください。

一次選考(書類) : 選考結果は 2025 年 3 月中旬にメールにて通知します。

二次選考(面接) : 面接は兵庫県内にて実施します。

2025年3月下旬

※課題審査に変更の可能性あり

※面接方法はコロナ感染状況など種々の事情を勘案して財団が決定します。

選考結果は 2025 年 4 月下旬にメールにて通知します。

※財団から指定された面接方法および面接日時を変更することは一切できません。
参加ができない場合は、辞退とみなされます。(近年の面接実施方法は対面のみであり、オンラインでは実施されていません)

【2 回目募集】

対象留学プログラム : 2025 年 12 月 1 日(月)～2026 年 4 月 30 日(木)に現地授業開始

応募受付期間 : 財団の2回目募集要項公開後に、学内応募受付期間を決定・周知いたします。

一次選考(書類) : 選考結果は 2025 年 9 月中旬にメールにて通知します。

二次選考(面接) : 面接は兵庫県内にて実施します。

2025 年 10 月の土曜日・日曜日

※課題審査に変更の可能性あり

※面接方法はコロナ感染状況など種々の事情を勘案して財団が決定します。

選考結果は 2025 年 11 月中旬にメールにて通知します。

7. 申請における注意事項

- ・締切日を過ぎた場合は、いかなる理由であっても申請書類は受理しません。上述のとおり、**手続きは二段階に分かれ、段階別に期限が異なりますのでご注意ください。特に第一段階は応募受付期間のうち、可能な限り早期に完了してください。**
- ・申請書類は記入漏れのないよう作成してください。不備がある場合は審査の対象とならない場合があります。

8. 応募方法

【第一段階】大学指定フォームからの申請

提出書類

学業成績証明書

※

※編入生の方：編入前の成績証明書も併せてご提出ください

※

※

1 2

1 2

1 3

大学指定フォーム》<https://business.form-mailer.jp/fms/5d51d35e265431>

受付期間》2025年1月9日（木）10:00～1月15日（水）15:00（厳守）

※第一段階が完了しないと、次の第二段階に進めません。期限に関わらず、早期に申請を完了してください。

【第二段階】財団指定システムからの申請

システム

【提出書類】

- ① 語学資格証明書（留学先での使用言語に関するもの）
- ② 在籍証明書 ※教務課前自動発行機で受付期間内に発行したもの。
- ③ 学業成績証明書
※編入生の方：編入前の成績証明書も併せてご提出ください
- ④ 現在履修中の科目がわかる書類（A4用紙サイズ1枚、大学証明印 不要）
※休学中の場合：休学期間とその理由を記載しご提出ください
- ⑤ 指導教員推薦書《厳封》
※HPに所定様式あり
- ⑥ 使用言語に関する専門家の証明書
※「3. 応募資格④語学基準」において『その他の言語』に該当する場合のみ提出が必要で
す
※HPに所定様式あり
- ⑦ ボランティア参加経験のある方：証明書の写し
（証明書の発行は任意ですので、発行できなくても問題ございません）

9. 報告書

支援終了から4ヶ月以内に、留学報告書及び成績証明書を専用ポータルサイトより提出していただきます。ご提出いただいた報告書については、財団ホームページで公表させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

理由なく報告書の提出がない場合、支給した奨学金の返金を求める場合があります。

10. 各種申請書類

財団ホームページまたは、QR からダウンロードしてください。

URL : <http://www.kobebussan.or.jp/overseas.html>



11. 選考及び採否結果についての注意事項

- ① 選考に関するお問い合わせ及び採否結果の理由については一切お答えできません。
- ② 選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。
- ③ 選考結果は、学生様にメールにて通知します。
- ④ 二次選考は一次選考通過者のみを対象に実施します。
一次選考結果通知時に二次選考の指定日時をお知らせします。
- ⑤ 二次選考は対面面接にて実施を予定しています。面接会場までの交通費は自己負担となります。

12. 留意事項

- (1) 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給停止又は奨学金の返還を請求することがあります。
 - ① 申請書類に虚偽があった場合。
 - ② 留学期間中に財団に無断で帰国した場合。
 - ③ 指導教員から修学の継続が不適当とされた場合。
 - ④ 学業成績が不良の場合。
 - ⑤ 留学先において休学・転学する場合。
 - ⑥ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合。
 - ⑦ 財団の名誉を傷つける行為を行った場合。
 - ⑧ 報告書の提出が無い場合。
 - ⑨ 留学期間途中で在籍大学を退学した場合。
- (2) 選考を通過した時点で、在籍大学事務担当者様と当該学生様に「内定通知書」をメールにてお送りいたします。
その後、留学先大学の「受入許可証(ACCEPTANCE LETTER)」の写し・アカデミックカレンダー・「期間確認書」・「奨学金振込口座情報」を財団にご提出いただいた時点をもって正式決定とし、財団より在籍大学事務担当者様と当該学生様に「決定通知書」をメール添付にてお送りいたします。
留学開始日までに上記「受入許可証(ACCEPTANCE LETTER)」の写しをご提出いただけない場合は内定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。
- (3) 申請書に記載のない大学への変更については、認められません。
- (4) 留学終了後の在籍大学における成績通知及び語学検定等試験結果のご提出をお願いする場合があります。

13. 個人情報の取り扱いについて

ご提出いただいた個人情報につきましては、本事業実施のために利用いたします。大学・在外公館・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用いたしません。また、目的の終了後適切な時期に廃棄します。

ご不明な点、ご質問などがございましたら、以下事務局までお問い合わせください。

※本件にかかる照会については、大学事務担当者様からお問い合わせ願います。

大学事務担当者様以外からの照会につきましては、回答いたしませんのでご注意ください。

《問い合わせ先》

〒675-0063 兵庫県加古川市加古川町平野 125 番 1
公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団 事務局
TEL: 079-457-5075
FAX: 079-457-5002
E-mail: info@kobebussan.or.jp

《学生の皆さまへ》

- ◆学生から財団へ直接の問い合わせ(メール・電話)は受付しておりません。
- ◆在籍大学留学窓口を經由してご連絡くださいますようお願い申し上げます。